

大阪市青少年指導員活動交付金鶴見区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、鶴見区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定の基準となる 年間実施回数／規模	算定基準額（円）
(1)青少年問題に関する啓発に関する活動	街頭啓発	年1回	(大阪市直執行)
(2)青少年の指導及び相談に関する活動	夜間巡回(指導ルーム)	年12回 1回160人	上限額 428,000円
(3)地域における青少年健全育成に関する活動	体験事業	年1回 200人	上限額 950,000円
	スポーツ大会	年1回 270人	上限額 210,000円
	ユースリーダー育成	年1回 50人	上限額 80,000円
(4)その他区長が定める活動	研修会	年2回 100人	上限額 140,000円
	定例会	年12回 30人	上限額 100,000円
	総会	年1回 130人	上限額 40,000円
	意見交換会	年1回 100人	上限額 10,000円
	成人の日等イベント経費	年2回 60人	上限額 30,000円